

## 福島県立大野病院の産婦人科医が逮捕起訴された事件について

去る8月20日に福島県立大野病院事件に対して、業務上過失致死罪と医師法違反（第21条に規定する異状死の届け出違反）の2件の容疑に関していずれも無罪の判決が下りました。本件に関して、産科医療に身を置くものとして見解を述べさせていただきます。

まず、不幸にして亡くなられた患者様にはこころから哀悼の意を表します。

この事件は、従来刑事責任が問われてきた医療事故が患者の取り違えや薬剤の誤投与など明白な医療ミスであったのに対して、通常の医療行為において医師の裁量とされていた治療の選択に対しての過失を問うたものとして我々の医療に対する姿勢を否が応でも萎縮させるものでした。帝王切開分娩された女性は癒着胎盤という極めて稀でなおかつ重篤な結果を生じる産科疾患で大量出血によるショックのために死亡されました。産科医療では、日常の診療行為の中で正常経過から突然異常経過へ移行することがあり、最善の医療を施しても残念な結果に至る事例はある一定の確率で避けることが出来ません。そのような正当な医療行為に対して、分娩時産婦死亡という結果から医療過誤があるに違いないとの判断で司法が医療現場に介入したことに疑念を感じざるを得ません。今回、福島地裁における慎重で尚かつ中立公正な審議の結果この医療行為が標準的な医療行為であり業務上過失致死の罪に当たらないという判決が出ました。関係機関の公正な判断に深謝いたします。また、通常の疾病診療中の当該疾病による死亡は異状死に当たらないとした判断は異状死の要件を本来の形に戻したもので高く評価されます。本事件により医療の萎縮が起こったことは否めません。検察庁が本判決を真摯に受け止めて、控訴することなく今回の逮捕・起訴が医療現場全体にもたらした混乱を収束する方向に動かれることを切に希望いたします。私たち産科医療に携わるものは今後も産科医療水準の維持向上の為に研鑽を積むことはもちろん周産期医療システムの改善に努め、全ての妊産婦に対して最善の治療が施行できるよう努力してゆくことを誓います。

平成20年8月23日

宮城県産婦人科医会会長 濱田政雄